

## I 第5章 災害に強い人づくりの推進

## 第4節 避難行動要支援者の災害予防計画

## 第1 避難行動要支援者の災害予防計画

◎福祉医療政策課、○危機管理課、○障がい福祉課、○長寿福祉課、○すこやか支援課、市社会福祉協議会

## 1. 計画方針

発災時に支援が必要な高齢者、障がい者、要介護者、乳幼児、妊婦等の避難行動要支援者は、きめ細かな配慮が必要である。特に早めの避難行動を促す ~~高齢者等避難避難準備（避難）~~ 情報を伝達する必要がある。そこで、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、平常時より区長・自治会長、自主防災組織及び民生委員・児童委員等を中心に地域の避難行動要支援者の状況を把握するとともに、災害時において避難誘導を支援するための市民、自主防災組織、ボランティア関係団体等の協力及び連携体制を整える。

~~また、社会福祉施設については、災害発生時において、施設の利用者が速やかに避難できるよう、避難誘導計画を策定するとともに、避難訓練の実施等により職員の防災対応力の向上に努める。~~

市は、~~消防署、警察署防災関係者、福祉関係者、~~民生委員・児童委員、~~自治振興会、~~区・自治会、自主防災組織 ~~など避難支援等関係者~~ と連携し、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援）を平常時から調整・管理するとともに、~~一人ひとりの~~要支援者に対する複数の避難支援者・協力員を定めることや、~~避難支援に関する「県の障害者等防災マニュアル策定指針等を基に、具体的な~~災害時要支援者避難支援計画（全体計画）を整備するものとする。

## 2. 現況

市では、避難行動要支援者について ~~避難行動要支援者名簿を基に、~~避難行動要支援者同意者名簿等への登録を希望した者のみを対象とする「手上げ方式」による ~~要支援者の~~把握、~~また、及び~~区長・自治会長を中心に、民生委員・児童委員の協力のもと、~~災害時要支援者避難支援計画（個別避難計画）の~~作成に努めている。~~災害時要支援者避難支援計画（個別避難計画）の~~作成を促進するため、関係者と連携し、よりきめの細かい防災対策の整備に努める。

なお、避難行動要支援者同意者名簿等への登録を希望しない避難行動要支援者については、ケアマネージャー等介護福祉事業者 ~~や民生委員・児童委員等~~の協力により登録を促す等対策の充実に努める。

3. 避難行動要支援者対策災害時要支援者避難支援計画(1) ~~避難行動要支援者名簿の整備の把握（避難行動要支援者同意者名簿の作成）~~

~~市は、関係部局の連携のもと避難行動要支援者名簿を作成し、平常時より避難行動要支援者の把握に努めるものとする。また、避難行動要支援者名簿について、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するため、区長・自治会長、自主防災組織及び民生委員・児童委員等の協力のもと、あらかじめ避難行動要支援者同意者名簿を作成し、市内における避難行動要支援者の把握に努めるものとする。しかし、情報の把握が困難な場合において行政情報を利用する場合は、市個人情報保護条例の規定に基づきあらかじめ審査会等の意見を聴く等、適切に運用管理を行う。~~

ア 避難行動要支援者 ~~同意者~~名簿に記載する者の範囲

避難行動要支援者 ~~同意者~~名簿に記載する者の範囲は次の要件を満たすうち、自宅で生活する者とする。

(ア) 高齢者（概ね 75 歳以上のみの世帯）

(イ) 障がい者（概ね身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A 又は精神障害者保健福祉手帳 1 級の者）

- (㉞) 要介護者（概ね要介護 3 以上の者）
- (㉟) 市の生活支援を受けている難病患者
- (㊱) その他、支援を必要としている者

イ 避難行動要支援者同意者名簿作成に記載する事項必要な個人情報

避難行動要支援者同意者簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

(ア) 氏名

(イ) 生年月日

(ロ) 性別

(エ) 住所又は居所

(オ) 電話番号その他連絡先

~~(ア)(イ) 避難支援等を必要とする事由避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要な事項等を掲載する。~~

ウ 名簿作成に必要な個人情報等の入手方法避難行動要支援者同意者名簿情報の共有

市は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努める。また、難病患者にかかる情報等、市で把握していない情報の取得が必要と認められる場合は、県知事その他の者に対して積極的に必要な情報の取得に努める。市内の自主防災組織、消防関係機関、社会福祉協議会、区長・自治会長、民生委員・児童委員等の避難支援等の実施に携わる関係者を避難支援等関係者とし、避難行動要支援者同意者名簿を提供するものとする。また、名簿作成のため必要があると認めるとき、市は避難支援等関係者に関連情報の提供を求める。なお、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、本人の同意を得ることなく名簿情報を提供する。

エ 名簿の更新に関する事項名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講じる措置

市は、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状況に保つよう努める。避難支援等関係者は、災害対策基本法第 49 条の 13 において、提供された名簿情報について守秘義務が課せられていることに十分に留意し、必要以上に複製しない等、名簿の情報を適切に管理する。市は、名簿情報提供時（更新時を含む。）及びその他の機会において、避難支援等関係者に対し名簿の取り扱いについて指導する。

オ 名簿の提供に関すること名簿の更新に関する事項

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があると認めるときは、名簿掲載者の同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者及びその他の者に対して、名簿掲載者の情報を提供するものとする。その際、名簿情報の提供を受ける者に対して、名簿情報漏洩防止のために必要な措置を講じるよう求めること、その他当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。避難行動要支援者同意者名簿は年 1 回を目安に更新する。

新たに市へ転入してきた者のうち、避難行動要支援者に該当する者を避難行動要支援者名簿に掲載するとともに、新規に掲載された者に対し、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することの同意を確認する。

~~転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合は、避難行動要支援者同意者名簿から削除する。また、避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合も避難行動要支援者同意者名簿から削除する。~~

#### 避難支援等関係者の安全確保

~~市は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じ、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に配慮する。~~

~~地域においては、避難行動要支援者に避難の必要性や避難行動要支援者同意者名簿の意義等を説明するとともに、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で話し合い、ルールや計画を作る等、避難支援等関係者の安全確保について周知する。~~

### (7)(2) 避難行動要支援者同意者名簿の作成在宅の避難行動要支援者の避難体制の構築

~~市は、避難行動要支援者名簿掲載者のうち、消防署、警察署、区・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等、避難支援等関係者に名簿情報を提供することに同意した方の情報を整理し、避難行動要支援者同意者名簿として作成する。を適切に避難誘導するため、市民や自主防災組織、消防関係機関、社会福祉協議会、区長・自治会長、民生委員・児童委員等との連携を図りながら、平常時から適切な避難誘導體制の整備に努める。~~

#### ア 名簿の提供に関すること災害時要支援者避難支援計画の作成等

~~市は、災害時の避難支援や安否確認だけでなく、平常時から日頃の見守りや支援体制の強化のため、年に1回避難支援等関係者へ名簿の提供を行う。その際、名簿情報の提供を受ける者に対して、名簿情報漏洩防止のために必要な措置を講じるよう求めること、その他当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。「災害時要支援者避難支援計画（全体計画）」をもとに、関係機関・団体等と連携して「災害時要支援者避難支援計画（個別計画）」作成ガイドラインに基づき、避難行動、避難支援計画及び避難行動要支援者の支援に必要な施設、資機材等の整備を併せて推進する。なお、災害時における避難行動要支援者の支援を迅速かつ的確に進めるため、市内に「福祉救援班」を設置する。~~

~~「福祉救援班」は、自主防災組織・福祉関係者等と連携して、福祉避難所の開設及び、被害状況の確認、要配慮者の救援状況の確認、情報収集を行う。また、区長・自治会長は、民生委員・児童委員の協力のもと、避難行動要支援者一人ひとりの「災害時要支援者避難支援計画（個別計画）」を作成する。~~

~~市は、避難行動要支援者やその介護者が普段から災害に関する基礎的な知識や災害発生時にとるべき行動について理解や関心を高めるため、必要な知識の普及のためマニュアルの作成、関係者への配布等の啓発に努める。~~

#### イ 名簿の更新に関すること

~~(7) 避難行動要支援者同意者名簿は年1回を目安に更新する。~~

~~(イ) 新たに転入してきた者のうち、避難行動要支援者に該当する者を避難行動要支援者名簿に掲載するとともに、名簿情報を提供することの同意を確認する。~~

~~(7) 転居や死亡等により避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合及び社会福祉施設等へ長期の入所又は医療機関に長期の入院等をしたことを把握した場合は避難行動要支援者同意者名簿から削除する。安否確認体制の整備~~

~~(4)(7) 市は社会福祉協議会と連携し、災害時における在宅の避難行動要支援者の安否確認体制を整備し、これを強化するため、平常時から次の事項の整備に努める。~~

~~プライバシーに配慮した在宅の避難行動要支援者同意者名簿の整備と、社会福祉協議会による「命のバトン」の配備~~

~~市職員、社会福祉協議会職員、ホームヘルパー等の福祉関係職員、民生委員・児童委員等の福祉関係者による災害発生直後の安否確認体制の確立~~

~~自主防災組織、自治振興会、区・自治会、消防団、ボランティア関係団体等との連携体制の確保~~

~~甲賀警察署、消防署等との連携~~

#### ~~0 自主防災組織の強化~~

~~(0) 自主防災組織は、民生委員・児童委員等との連携により、援助を必要とする避難行動要支援者の実態把握に努める。~~

~~(0) 発災後、直ちに在宅の避難行動要支援者の安全確保や避難行動を手助けできるのは、家族や近隣の市民であり、自主防災組織が、迅速に安否確認や避難誘導、救助活動が行えるよう普段から地域防災訓練を実施する等自らの活動力の向上を図る。~~

#### ~~0 防災訓練の充実~~

~~市や自主防災組織等を中心に、避難行動要支援者に対するきめ細かい対応を想定した訓練の実施に努める。~~

#### ~~0 社会福祉施設への緊急入所~~

~~市は、災害により在宅生活が困難となる寝たきり等の高齢者や障がい者を支援するため、社会福祉施設への緊急入所の手続き等、必要な事項をあらかじめ関係施設と協議し定めておくこととする。~~

#### ~~0 緊急通報システムの整備~~

~~市は、平常時の福祉事業並びに緊急対策事業として一人暮らしの高齢者、寝たきり高齢者、障がい者等の安全を確保するため、緊急時に通報できるシステムの整備に努める。~~

~~また、寝たきり一人暮らしの在宅高齢者に対しては、近隣の市民の協力が不可欠であることから、近隣あるいは市民との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制の整備を図る。~~

#### ~~0 情報伝達体制~~

~~地域の情報伝達に加え、次の事項に基づき連絡体制を整える。~~

~~(0) 支援の程度に応じたデータ放送等の情報伝達手段を検討する。~~

~~(0) 社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治振興会、区・自治会等から直接連絡が届く体制等を整備する。~~

~~(0) 市緊急情報伝達システムを活用した携帯メールによる情報伝達体制を整備する。~~

#### ~~0 要支援程度別の支援~~

~~要介護者、聴覚障がい者、視覚障がい者、肢体障がい者等、避難行動要支援者一人ひとりの特性、適切な避難行動を実施するのに必要な支援を個別に具体的に確認及び把握しておくものとする。~~

#### ~~0 福祉避難所等の整備~~

~~避難行動要支援者が避難する場合には、必要な支援の程度を配慮し、一般の避難所が適切でないとは判断する等の場合、福祉避難所の確保を図るため、介護保険施設、障がい者施設、保健センター、病院、ホテル・旅館等をあらかじめ選定しておくものとする。~~

~~なお、福祉避難所への収容ができない場合に備えて、避難所（小学校等）に福祉避難室を整備し、避難行動要支援者のニーズに対応する。なお、福祉避難室については、保健室や特別教室等を充てることとする。~~

~~また、粉ミルクや柔らかい食品等、特別な食事を必要とする者に対する当該食料の提供に配慮する。~~

#### ~~0 その他~~



- ~~(0) 避難行動要支援者を把握し、自治振興会、区・自治会、民生委員・児童委員、福祉関係者、消防関係、甲賀警察署、福祉事業所等さまざまな機関等と連携し、必要な支援内容及び避難支援者を定めておく。~~
- ~~(0) 避難行動要支援者の所在地、連絡方法の把握等、災害時に迅速に対応できる体制を整える。~~
- ~~(0) 地域の自主防災組織との連携、協調を図る。~~
- ~~(0) 避難行動要支援者自らも自助に取り組むとともに、日常的に地域とつながりを持つよう努める。~~

### (3) 災害ボランティアの育成、連携を図る個別避難計画の作成

市は、「災害時要支援者避難支援計画（全体計画）」をもとに、関係機関・団体等と連携して個別避難計画作成ガイドラインに基づき、区長・自治会長を中心に、民生委員・児童委員の協力のもと、避難行動要支援者同意者名簿に掲載している避難行動要支援者一人ひとりの個別避難計画を作成するよう努めるものとする。（ただし、個別避難計画を作成することについて、当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。）

また、避難行動要支援者やその介護者が普段から災害に関する基礎的な知識や災害発生時にとるべき行動について理解や関心を高めるため、必要な知識の普及・啓発に努める。

#### ア 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成期間

優先度の高い避難行動要支援者の範囲は、3-(1)-アで規定する範囲のうち、自ら避難することが困難かつハザードマップで危険な地域住む方等、地域の実情を踏まえて設定するものとし、令和3年法施行後からおおむね5年程度で個別避難計画の作成に努めるものとする。

#### イ 個別避難計画の作成の進め方

「災害時要支援者避難計画（全体計画）」及び「個別避難計画作成ガイドライン」に規定するものとする。

#### ウ 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

3-(1)-ウに準ずる。

#### エ 個別避難計画の提供に関すること

市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者や支援者及び協力員の同意が得られない場合は、この限りでない。その際、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して、情報漏洩防止のため必要な措置を講じるよう求めること、その他当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

しかし、災害時については、災害により避難行動要支援者の生命又は身体に具体的な危機が迫っている状況下では、個人情報等の利用による利益が当該情報の保護による利益に優越すると考えられるため、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る観点から、避難行動要支援者の同意を要しないこととする。（災害対策基本法第49条の15第3項）

#### オ 個別避難計画が作成されていない者への配慮

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

#### カ 防災訓練等の充実

市は、個別避難計画が実行性のあるものとなるよう、避難行動要支援者に加え、福祉専門職、地域住民等の避難支援等に携わる関係者が参加する訓練の実施に努める。

### (4) その他

ア 要配慮者が円滑に立退き避難をするための情報伝達の通知又は指示の配慮

避難に時間を要する高齢者等の要配慮者に対し、早めの避難を促すための情報提供をするなど、要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう配慮すること。

イ 名簿情報の提供及び個別避難計画の情報の提供に際し情報漏洩を防止するために市が求める措置及び講じる措置

避難支援等関係者は、災害対策基本法第49条の13において、提供された名簿、個別避難計画の情報について、守秘義務が課せられていることに十分留意し、必要以上に複製しない等、情報を適切に管理する。市は、名簿及び個別避難計画の情報提供時（更新時を含む。）及びその他の機会において避難支援等関係者に対し情報の取り扱いについて指導する。

ウ 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じ、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に配慮する。

地域においては、避難行動要支援者に避難の必要性や避難行動要支援者同意者名簿の意義等を説明するとともに、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民等で話し合い、ルールや計画を作る等、避難支援等関係者の安全確保について周知する。

エ その他必要な事項

その他必要な事項は、「災害時要支援者避難支援計画（全体計画）」及び「個別避難計画作成ガイドライン」に規定するものとする。

また、避難行動要支援者の避難行動支援の取組にあたっては、国の「避難行動要支援者の避難支援に関する取指針」及び「防災と保健・福祉の連携即損モデル『滋賀モデル』」を参考とする。

## 第2 社会福祉施設等における災害予防計画。

### 1. 社会福祉施設等における防災体制の構築

社会福祉施設の防災体制については、市民や自主防災組織、施設との関係の深い災害ボランティア等との連携強化等の指導を行っているが、次の事項を重点に一層の防災体制の充実に努める。

#### (1) 防災設備等の整備

社会福祉施設の管理者は、災害に対する施設の安全性を高めるとともに、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄を行う。

また、これらの備蓄に併せて施設機能の応急復旧等に必要な非常用発電機等の防災資機材の整備を行う。

#### (2) 組織体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害が発生した場合に迅速かつ確に対応できるよう、あらかじめ施設内の防災組織を整えておく。

また、市民との連携を密にし、入所者の実態等に応じた協力が得られる体制づくりに努める。

#### (3) 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害の発生に備え、情報伝達手段、方法を明確にするとともに、市等の関係機関との緊急連絡体制を整える。

#### (4) 防災教育、防災訓練の実施

社会福祉施設の管理者は、職員や入所者が地震災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるため、定期的に防災教育及び訓練を実施する。

#### (5) 施設間における災害援助協定の締結

市及び県は、施設の倒壊等による入所者の他施設への移送等、施設相互の応援協力体制について、